

○東総地区広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例

令和2年10月30日
条例第3号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第225条の規定に基づく行政財産の使用料（以下「使用料」という。）に関しては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の額)

第2条 東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）は、別表に掲げる行政財産を使用する者から、同表に定める使用料を徴収する。

(徴収の時期)

第3条 使用料は、行政財産の使用を開始する前に徴収する。

(減免)

第4条 東総地区広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体等の請求であつて、当該施設等の使用又は事務の依頼が公益上特に必要があると認められるとき。
- (2) 組合の指導監督を受け、組合の事務又は事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐し、又は代行する事務又は事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 災害その他特別の理由があると認められるとき。
- (4) その他、管理者において使用料を免除することが適当と認められるとき。

(使用料の還付)

第5条 この条例の規定により徴収した既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対し

ては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

使用料の名称	区分	単位	額
土地使用料		1平方メートル 1年につき	評価価格の1,000 分の40
建物使用料		1平方メートル 1年につき	評価価格の1,000 分の100
土地占用料	電柱	1本1年につき	1,600円
	電話柱	1本1年につき	930円
	その他の柱類	1本1年につき	72円
	電線その他これ に類するもの	1メートル 1年につき	10円
	その他のもの	1平方メートル 1年につき	1,400円

（摘要）

- 1 消費税法に基づく消費税の課税対象となる使用料及び占有料の額は、この表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用料又は占有料の額が1件100円未満のときは、100円とする。
- 3 面積で1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。
- 4 長さで1メートル未満の端数は、1メートルとして計算する。
- 5 1年未満の端数は、月割りで計算する。なお、1か月未満の端数があるときは、1か月として計算する。

